

ノルウェー・アイスランド中世法における人命金 (þegn-gildi) と王権

松本涼 (福井県立大学 講師)

1. 研究の背景

◆ アイスランド

870-930年 主にノルウェー出身者による植民
930-1262年 「自由国」時代：王 (中央権力) の欠如
1262/64年 ノルウェー王に臣従・貢税を誓約

◆ ノルウェー王による自力救済の禁止—「犯罪」をめぐる法規定の変化 → この変化はなぜ、どのように起こったのか？



3. 13世紀ノルウェーにおける法編纂

1152/53年 ニダロス (トロンハイム) に大司教座創設
1240年頃 内乱の終結 → ホーコン4世の海外拡張政策
1263年12月 スコットランド遠征中にホーコン4世の死去
1264年~ マグヌス改法王：拡張よりも国内整備へ

マグヌス改法王 (1257-1263年 共同王 1264-1280年 単独王) による法編纂

1267年 「グラシグ法」
1268年 「エイドシヴァシグ法」「ボルガシグ法」
1269年 「フロスタシグ法」... 教会法については保留
1271-73年 「ヤールンシーザ」 (アイスランド)
1274-76年 「全国法」... 4法地域の慣習法を統合
1276年 「都市法」 (ベルゲン)
1280-81年 「ヨーンスポーク」 (アイスランド)

図1：ノルウェーの4法地域



(Lón Váar Sigurðsson, Norsk historie 800-1300, Oslo, 2006, p. 77より複製.)

2. 研究の目的

「王の臣民」という概念、そして「王への人命金」という制度がどのようにノルウェー・アイスランドの法に導入されたのか？
→ 法典の比較分析によって明らかにする

「王への人命金 (þegn-gildi)」

王の臣民の損失=殺人を犯した者が、王に対して支払う賠償金

4. 分析：法典比較

	ノルウェー地域法		アイスランド		
	1267年	1269年	1117/8年	1271-73年	1280-81年
マグヌス改法王による法典編纂の時期 (「グラールガース」を除く)	1267年	1269年	1117/8年	1271-73年	1280-81年
最古の写本	ca. 1250	1260-69	ca. 1260	1271-72	ca. 1300
法の呼称	グラシグ法 ²⁾	フロスタシグ法 ²⁾	グラールガース ³⁾	ヤールンシーザ ⁴⁾	ヨーンスポーク ⁵⁾
条項数	320条	17章475条	17章268条	9章142条	10章251条
þegn	4	10	3	11	12
自由人 (þegn ok þræll/búþegn/hinir bestu þegnar)	3	2			
reksþegn ¹⁾		5			
陪審 (þegn í dóm/tólf þegnar dómur)	1	1	3	1	1
王の臣民 (konungs þegnar)				3	4
臣民の義務 (þegnskylda)		1		4 (内2件:þjóðskylda)	5 (内1件:þjóðskylda)
王への反逆 (at ráða lönd ok þegna undan konungi)		1		3	2
þegn-gildi		1		3	9 (内3件:þegnと略記)

¹⁾ reksþegn: 「良い生まれの農民」と「解放奴隷」の間に位置する自由人身分。

²⁾ 「グラシグ法」「フロスタシグ法」の刊本は R. Keyser & P. A. Munch eds. Norges gamle Love indtlf 1387, 1. Bind. Christiania, 1846.

³⁾ 「王室写本」(Gl. kgl. Sml.1157 fol.)に基づく。章・条の区分は Vilhjálmur Finsen ed., Grágás: Íslandernes lovbog i fristatens tid, vol. 1a-b, 1852に従った。

⁴⁾ 刊本は Haraldur Bernharðsson et al. eds. Járnsíða og Kristinréttur Árna Þorlákssonar, Reykjavík, 2005.

⁵⁾ 改正条項は除く。刊本は Már Jónsson, ed. Jónsbók, Reykjavík, 2004.

5. 考察

- 「グラシグ法」では þegn は主に「自由人と奴隷=全ての民」のフレーズで使われている (3/4件)。
- 「フロスタシグ法」には「臣民の義務」「王への反逆」「þegn-gildi」が登場 → þegn = 「王の支配下の民、臣民」という意味の強調
「フロスタシグ法」編纂時に変化の契機？ (フロスタシグ地域はニダロス大司教座を含む → 関与の可能性？)
- 「ヤールンシーザ」では þegn = 「王の臣民」の意味に取れるものが大半 (1/11件)。「ヨーンスポーク」も同様 (11/12件)。
- 以下の「ヤールンシーザ」身体権の章 第2条は「フロスタシグ法」条文 (冒頭 第2条) をほぼそのまま採用：「王は、動産もしくは不動産に以前に定められた以上の人命金を取ることはない。しかしもし人命金が支払われていなかったら、殺人者の親族は望むならその負担から解放されるべし。
(þá skal konungur taka ekki meira þegn-gildi en áður er vandt til af þe eða eignum, en ef eigi er þegn-gildi greið þá skulu frændur veganda lausn eiga á ef þeir vilja leyst hafa..)」
- 「ヨーンスポーク」では身体権の章 第1条で「王への人命金」=13マルクという金額が初出。言及箇所も多く、細則の規定が進む。
- 1261年 グリーンランド臣従時の人命金賦課：「彼ら (グリーンランド人) は貢税の支払いを受諾し、全ての殺人について王に償いをすべきこととなった
(öll manndráp skyldi beta við konunginn) — 殺されたのがノルウェー人であろうとグリーンランド人であろうと。彼らは北極星の下の最北に住むとはいえ、
(他の場所に) 遅れず、王は今後殺人に対し人命金を受け取るべきである (þá skyldi konungur eigi at síðr taka þegn-gildi eftir þá).」 (『ホーコン王のサガ』311章)

6. まとめ

- ◆ 1261~1269年が過渡期。とくに「フロスタシグ法」には þegn = 「自由人」と「臣民」の用法が混在 → 編纂時に何らかの変化の契機？
- ◆ 「ヤールンシーザ」は「フロスタシグ法」の影響が強く、「自由国」時代の法「グラールガース」とは異質 → アイスランド人の反発の源

ノルウェー・アイスランド中世法における人命金 (*þegnild*) と王権

松本涼（福井県立大学 学術教養センター 講師 matumoto@fpu.ac.jp）

1. 研究の背景

アイスランドは870-930年に主にノルウェー出身者により入植された。その後、王をもたない自律的な社会を形成するが、1262/64年にノルウェー王に臣従。ノルウェー王は新法典の導入によって自力救済の制限を進め、「犯罪」をめぐるアイスランドの法規定は大きく変化した。しかし、自力救済を行動原理とした社会から、王が犯罪を取り締まる社会への変化がどのように進んだのかについては十分に明らかにされていない。

2. 研究の目的

ここで本報告では「王の臣民」という概念、そして「王への人命金 (*þegnild*)」という制度がいつ、どのようにノルウェー・アイスランドの法に導入されたのかを法典の比較によって明らかにする。「王への人命金」は殺人を犯した者が王に対して支払う賠償であり、「殺人＝王の臣民の損失」という論理を反映しているため、その導入が法慣習の変化の契機となった可能性が高いからである。

3. 13世紀ノルウェーにおける法編纂

1264年に単独王となったマグヌス改法王はまずノルウェー内の地域法の編纂を進め（1267年～1269年）、その後アイスランドへ新法を發布（1271年、1280年）、そして1274年に地域法を統合した「全国法」を發布。

4. 分析：法典比較

	ノルウェー地域法		アイスランド		
	1267年	1269年	1117/8年	1271-72年	1280-81年
原典の写本	ca. 1250	1260-69	ca. 1260	1271-72	ca. 1300
法の呼称	グラスタング法 ¹⁾	フロスタング法 ²⁾	グラーガース ³⁾	ヤールンシーザ ⁴⁾	ヨーンスポーク ⁵⁾
条項数	320条	17巻475条	17巻268条	9巻142条	10巻251条
þegn	4	10	3	11	12
自由人 (<i>þegn ok þrell/biþegn/hólr þetta þegnar</i>)	3	2			
<i>rekiþegn</i> ⁶⁾		5			
附庸 (<i>þegn i dóm/hólr þegnar dómur</i>)	1	1	3	1	1
王の臣民 (<i>konungs þegnar</i>)				3	4
市民の義務 (<i>þegnskylda</i>)		1		4 (内3件- <i>þegnskylda</i>)	5 (内1件- <i>þegnskylda</i>)
王への反逆 (<i>at ríða línd ok þegna undan konungi</i>)		1		3	2
þegnild		1		3	9 (内3件- <i>þegn</i> と関係)

⁶⁾ *rekiþegn*: 「良い生まれの農民」と「解放奴隷」の間に位置する自由人身分。

5. 考察

- 「フロスタング法」で「*þegn*=臣民」の用法が登場、*þegnild* 初出。「ヤールンシーザ」は「臣民」が大半
- 「ヤールンシーザ」には「フロスタング法」条文の引き写しが多い → 「グラーガース」とは異質
- þegnild* の細則の規定は「ヨーンスポーク」で進む（1274年「全国法」との比較が必要）
- 1261年のグリーンランド臣従時にも *þegnild* を賦課（『ホーコン王のサガ』311章）

⇒ 1261～1269年が過渡期：とくに「フロスタング法」編纂時に何らかの変化の可能性

1260年代に導入された「王の臣民」の概念が、1270年代に「王への人命金」制度に具体化されたのでは？

参考文献

一次史料

- Bernharðsson, Haraldur et al., eds. 2005. *Járnsíða og kristinnéttur Árna Þorlákssonar*. Reykjavík.
 Finsen, Vilhjálmur ed. 1852. *Grágás: Ísleandernes lovbog i fristatens tid*, vol. Ia-b.
 Jónsson, Már ed. 2004. *Jónsbók: Lögbók Íslendinga hver samþykkt var á Alþingi árið 1281 og endurnýjuð um miðja 14. öld en fyrst prentuð árið 1578*.
 Karlsson, Gunnar et al., eds. 1992. *Grágás: Lagasafn íslenska fjóðveldisins*. Reykjavík.
 Keyser, R. & Munch, P. A. eds. 1846. *Norges gamle Love indtil 1387*, 1. Bind. Christiania.
 Vigfusson, Gudbrand ed. 1887. *Hakonar Saga, and a Fragment of Magnus Saga, with Appendices*. 1964 reprint. London.

二次資料

- Andersen, Per et al., eds. 2011. *How Nordic Are the Nordic Medieval Laws?* 2nd ed. Copenhagen.
 Bagge, Sverre. 2001. "Law and Justice in Norway in the Middle Ages: A Case Study." In *Medieval Spirituality in Scandinavia and Europe: A Collection of Essays in Honour of Tore Nyberg*, edited by Bisgaard, Lars et al., 73–85. Odense.
 Bagge, Sverre. 2010. *From Viking Stronghold to Christian Kingdom: State Formation in Norway, c. 900-1350*. Copenhagen. 179–228.
Külturhistorisk Leksikon for Nordisk Middelalder: fra vikingetid til reformationstid. 2nd ed. vol. 4, 5 (1981). København.
 Orning, Hans J. 2008. *Unpredictability and Presence: Norwegian Kingship in the High Middle Ages*. Leiden & Boston.
 Þorláksson, Helgi. 1997. "Konungsvald go hefnd." In *Sagas and the Norwegian Experience: 10th International Saga Conference: Preprints = Sagaene og Noreg: 10. Internasjonale sagakonferanse: fortrykk: Trondheim, 3.- 9. August 1997*, 249–61. Trondheim.